

名城大学の共同研究契約等における秘密情報管理要項

(目的)

第1条 この要項は、情報セキュリティポリシーに定めるもののほか、名城大学（以下「本学」という。）が企業等の外部の機関との研究、研究計画立案等（以下「研究等」という。）の業務を推進するにあたり、相手方より開示若しくは提供を受け、若しくはその他の方法により知り得た秘密情報又は研究等の遂行中に発生した秘密情報について、情報管理の行動規範を示すとともに、秘密情報の保護を図り、かつ第三者の秘密情報を漏洩することを未然に防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究担当者 本学における共同研究契約、受託研究契約又は学術コンサルティング契約（以下「共同研究契約等」という。）の本学の研究代表者及びその他の守秘義務を伴う研究等における本学の実務上の責任を負う者をいう。
- (2) 研究分担者 受託研究及び共同研究を分担して行う研究者をいう。
- (3) 研究協力者 研究担当者及び研究分担者以外の者であって、企業等の同意を得た上で研究等に参加・協力する者をいう。
- (4) 知的財産管理に携わる職員 知的財産管理の実務に従事する学術研究支援センターの職員及び知的財産管理にかかる委員会の委員をいう。
- (5) 企業等 本学の産学官連携活動の相手方としての民間企業、国、地方自治体の機関、大学法人等をいう。

(適用範囲)

第3条 この要項は、締結した契約によって実施される研究等の業務遂行上、秘密情報の開示又は提供が必要な研究担当者、研究分担者、研究協力者及び知的財産管理に携わる職員に適用する。

(秘密情報)

第4条 この要項において、秘密情報とは、次の各号に該当する情報をいう。

- (1) 研究等により創出した情報のうち、次に掲げる要件をすべて満たす情報
 - イ 秘密であることが認識可能であること及びその情報へのアクセスを制限していること。
 - ロ 産業上、技術上又は学術上有用であること。
 - ハ 公然と知られていないこと。ただし、書物、学会発表、インターネット等から容易に入手できることが証明できるものは除く。
- (2) 共同研究契約等の遂行にあたり、企業等から開示若しくは提供を受け、又はその他の方法により知り得た情報であって、共同研究契約等に別段の定めがある場合を除き、次のいずれにも該当しないもの
 - イ 開示又は提供を受けた際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
 - ロ 開示又は提供を受けた際、既に公知となっている情報
 - ハ 開示又は提供を受けた後、自己の責によらずに公知となった情報
 - ニ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に取得したことを証明できる情報
 - ホ 秘密情報によることなく独自に開発・取得したことを証明できる情報
 - ヘ 書面により事前に相手方から第三者への開示又は提供の同意を得た情報
 - ト 法令、規則、命令等に基づいて官公庁、裁判所等の公的機関から開示の要求を受けた情報

(秘密情報の指定)

第5条 研究担当者は、情報の性格、重要性、第三者との契約等を考慮し、秘密情報の指定を行うものとする。

- ② 秘密情報が文書の形態をとる場合は、研究担当者又は秘密情報の開示又は提供を受けた関係者は、書類については、第一紙面上又はその他の適当な場所にマル秘その他の秘密文書である旨の表示を付し、電磁的記録については、秘密文書である旨を入力するか、又は収納媒体の適当な場所に書類と同様の表示を付すものとする。
- ③ 研究担当者は、秘密情報として管理すべき期間を一定期間に限定することが適当であると判断するときは、秘密保持の有効期間を設定することができる。

(秘密情報の管理)

第6条 秘密情報の保有者は、秘密情報の漏洩、不正使用又は不正開示が生じないように、秘密情報を保管庫等に施錠して保管しなければならない。ただし、コンピュータ等の電子機器に保存されている電子情報については、生体認証やパスワードによるアクセス制御を行い、必要に応じて暗号化その他の措置をとる等により、管理の徹底に努めなければならない。

(秘密情報管理責任)

第7条 研究担当者は、秘密情報管理の直接的な責任を負うものとし、契約完了後又は契約中止後も、当該契約書に明記される秘密保持の有効期間中、秘密漏洩防止につき必要な措置を講じるとともに、秘密管理の徹底に努めなければならない。

② 研究担当者は、秘密情報管理に疑義が生じた場合、所属長を経由して速やかに学長に報告しなければならない。

③ 学長は、前項の報告に基づいて、副学長をもって問題解決に当たらせることができる。

(複製)

第8条 秘密情報の複製は、関係者が秘密情報を使用して業務を遂行する上で、その複製がやむを得ない場合に限り、研究担当者の承認を得て、必要最小限度の範囲内で認められるものとする。やむを得ず複製した場合であっても、関係者は用済み後直ちに複製物を消去又は廃棄するものとする。

(抹消)

第9条 秘密情報が記録された媒体又は複製物を消去又は廃棄する場合は、復元又は判読が不可能な方法により、これを行うものとする。

(秘密情報の学内への開示又は提供)

第10条 研究担当者による秘密情報の開示又は提供は、締結した契約によって実施される研究等の業務遂行上、秘密情報の開示又は提供が必要な研究分担者、研究協力者及び知的財産管理に携わる職員の範囲とする。

② 研究担当者は、秘密情報を開示又は提供した研究分担者及び研究協力者に対し秘密保持を徹底させるものとする。

③ 秘密情報の開示又は提供を受けた研究担当者、研究分担者、研究協力者及び知的財産管理に携わる職員は当該秘密情報を秘匿しなければならない。

(秘密情報の学外への開示)

第11条 研究担当者は、秘密情報を学外の第三者に開示又は提供しようとするときは、当該秘密情報に関する企業等の同意を得なければならない。

② 前項の企業等の同意が得られた場合は、当該開示又は提供先の第三者と、当該企業等の同意内容に基づき、秘密保持契約を締結し、又は誓約書を提出させる等の方法により秘密保持義務を課すものとする。

(異動又は退職後等の守秘義務)

第12条 秘密情報の保有者は、異動、退職後又は卒業後、在職又は在学中に知り得た秘密情報を、その保持の有効期間中第三者に開示又は提供してはならない。

② 研究担当者は秘密情報の保有者に対し、異動、退職又は卒業等に当たって、秘密保持契約の締結又は誓約書の提出を求めることができる。

(雑則)

第13条 この要項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(要項の改廃)

第14条 この要項の改廃については、学術研究審議委員会の議を経るものとする。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。